



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学附属図書館報「榆蔭」105号
Issue Date	1999-11
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66389
Type	journal
File Information	yuin105.pdf





拾 蔭

Yuin

北海道大学附属図書館報

目 次

ネットワークの不正利用と大学の法的責任

法学部教授 常本 照樹1

お知らせ

・北大創基125周年記念事業

札幌農学校関連資料のデータベース化開始6

・企画展示会のお知らせ7

・歯学部図書室が時間外開室を実施8

教官著作寄贈図書8

オンラインCD-ROM データベース9

会 議10

人事往来11

ネットワークの不正利用と大学の法的責任

法学部教授 常本 照樹

はじめに

授業、サークル活動、その他の目的で、学生が大学のネットワーク設備を経由してインターネットを利用した場合に、故意または過失によって他人に損害を生じさせ、法的責任が発生することがある。他人の名誉、プライバシーを侵害したり、著作権等の権利を害したり、いわゆるポルノ画像を掲示したり、ねずみ講類似行為を行ったりすることが代表的な事例ということができよう。このような場合に、当該行為を行った学生だけでなく、インターネットへの接続に使用されたネットワーク設備の設置管理者である大学も法的責任を負うことがあるだろうか。以下では、この問題を取り上げ、損害賠償などの民事責任を中心に考えてみ

ることにしたい。

なお、学生のネットワーク不正利用に関わる大学の法的責任については、いまだ裁判例がないだけでなく、法学界においても議論の蓄積がないため、本稿はあくまでも国立大学に関する問題の所在についての覚書の域を出るものではないことを最初にお断りしておきたい。

コンテンツの削除……プロバイダの場合

第一に、学生が違法または不当なコンテンツを大学のサーバ上のホームページに掲載した（電子掲示板への書き込みを含む）場合に、大学がそれを削除できるかという問題を取り上げてみよう。

これを考えるに当たっては、民間プロバイダ

(インターネット接続業者)の場合との比較が有用であるが、民間プロバイダについては電気通信事業法の適用に関連して議論がある。

同法3条は検閲の禁止、4条は通信の秘密を定めているが、これを根拠に、プロバイダによるホームページや電子掲示板への書き込みの削除は違法であり、それを可能とするプロバイダと会員の間の規約も無効であるとする見解がある。しかし、同規定の適用があるのはコモン・キャリア的業務、すなわち、インターネット接続サービス(通信役務)のみであり、掲示板への書き込みやホームページなどの掲載のためにプロバイダがもつサーバの記憶装置を使わせることは通信役務とは別の付随役務と解して、会員(ユーザ)との間の契約責任および契約外第三者に対する管理責任(損害賠償責任)を肯定する考え方が有力である。判決例にも結論においてこれと同じ考え方を採用しているとみられるものがある(ケイネット事件に関する横浜地裁平成10年12月25日判決等)。この考え方によると、ユーザとの契約の中に違法不当なコンテンツを削除することができる旨の規定がある場合だけでなく、そのような規定がない場合でも、被害者から人権侵害等の訴えがあり、そのコンテンツが明らかに人権侵害を構成すると考えられるという場合であって、当事者による解決(ユーザが自主的に削除・修正する等)が望めないという例外的場合には、管理行為としての削除が認められうるとされる。

コンテンツの削除……国立大学の場合

このように、民間プロバイダについては学説や判例がいくつかみられるようになってきている。問題は、このような民間プロバイダに関する考え方が、どの程度国立大学の場合に妥当するかということである。

大学は通信事業者には当たらず、電気通信事業法の適用はないので、上記の同法の解釈をそのまま適用することはできないが、国の機関である国立大学については憲法21条の直接適用がある。同条は、検閲の禁止、通信の秘密を定めており、

そのルールは電気通信事業法のそれとほぼ同じとすることができる。また、憲法23条の学問の自由の保障に含まれる研究の自由の一環として通信の自由が保障され、学生についても、一定程度の研究の自由、従って通信の自由が認められるべきと考えることができる。

憲法が絶対的に禁止する検閲とは表現内容の網羅的な事前審査と発表の禁止等を要素とするものだというのが最高裁の判例であるから、すでに公開されているホームページの事後的な削除は検閲そのものとは解されないが、表現内容に基づく規制には違いないから、絶対的ではないにせよ、原則的に禁止されるべきではないかとの疑問が生じえないではない。通信の自由についても同様の問題がある。しかし、第一に、国立大学の設置するサーバは固有の意味でのパブリック・フォーラム(伝統的に自由な表現行為のために開かれた場所ないし施設)ではないのであり、大学がそれを設置した目的によって表現内容に合理的な制限を課すことは許され则认为られる。大学によるインターネット設備の設置目的は、教育、研究および大学事務の実行である。したがって、他人の名誉を毀損し、プライバシーを侵害する表現やソフトウェアの違法コピーを含む著作権の侵害行為、ねずみ講の勧誘などの明らかに違法なコンテンツだけでなく、その目的に照らして適当でないコンテンツ、例えば、物品売買情報、差別的表現、宗教の宣伝などは制限されうると考えられる。

ただし、表現の自由の憲法上の意義に照らし、制限される表現類型については、事前にできるだけ明確な形で学生に告知されるべきである。それからいうと、単に「公序良俗に反する情報は流してはいけない」とするに止まるような諸大学にみられる規定は曖昧にすぎる問題がないとはいえない。実際には情報処理センター(大学によって名称・組織は異なる)の「利用上の注意」という形で、ある程度具体的なガイドラインが示されているようであるが、いわゆるネチケットののみならず法的責任も含めて、できるだけ具体的かつ詳細な規程が示されるべきであろう。

被害者に対する大学の法的責任

大学のサーバにおかれた学生のホームページにより、あるいは（学外のサーバ上の）電子掲示板への書き込みにより、名誉を毀損されたり著作権を侵害されたりした者は、学生および大学の責任を追及することができるであろうか。

学生本人の責任については、大学生の中には未成年者もいるが³、18歳以上であるから自己の行為により他人が損害を受けるか否かを判断する能力は十分にあると考えられるので、学生のコンテンツが第三者との関係で名誉毀損になったり著作権侵害になったりする場合、被害者は学生に対し、侵害行為の差止め請求や損害賠償請求などを行えると考えられる。

大学の責任について考えるに当たっては、大学のサーバにおかれたホームページに違反コンテンツが掲載された場合と、大学が所有するネットワークを経由して学外のプロバイダが運営しているフォーラムなどに違法な書き込みを行った場合の責任の所在は区別する必要がある。前者の場合には大学の責任を検討しなくてはならないが、後者の場合はあくまでも管理責任を負う可能性があるのはプロバイダであって大学ではない。大学には書き込みそのものに対する管理可能性がないからである。ただし、これは大学が被害者に対しては法的責任を負わないということであって、学生に対しては、大学のネットワークの不正使用ということで、後述のように、ネットワーク利用権の停止ないし剥奪や、学生自身の処分等を行う権限を有している。実際に、外部のプロバイダから、問題のある書き込みが行われたという通報が大型計算機センターなどのネットワーク管理者に来るというケースは少なくないようである。

それでは、前者のようなケースにおいて大学に法的責任はあるか。国立大学の場合は、民間プロバイダの場合とは異なり、損害賠償責任の有無は国家賠償法1条の問題となるが、責任の性質および判断基準は民間プロバイダについて適用がある民法709条の賠償責任の場合と基本的に同じといって良い。ただし、大学の場合は、教育・研究目

的でネットワークを設置しているという特色があり、民間プロバイダの場合とまったく同じというわけではないことに注意する必要がある。

管理可能性と放置責任

名誉毀損や著作権侵害について損害賠償を請求するためには、大学に故意または過失があるといえなければならないが、これを認めるためには、大学が学生のコンテンツにつきコントロールできる、すなわち事前に管理する機会または権限があることが必要である。たとえば、学生のコンテンツ（メッセージ）が教官やネットワーク管理者の手を介さずに直接ウェブに掲載される場合には、大学の責任は原則として問えないであろう。ただし、大学はアップロードされる対象をすべてチェックしコントロールすることはできないからである。ホームページだけでなく、ニュースグループに投稿されるネットニュースなども含めると、その数は膨大となり、それらの内容をすべて事前にチェックすることはきわめて困難といわざるを得ないであろう。かりにチェックしても、著作権侵害の場合などは違法かどうかの判断は法律専門家でなければ困難であるし、大学が法的責任を免れるために全データをチェックすることは、逆に表現の自由の不当な侵害になるおそれがあるだけでなく、万一「とりこぼし」があった場合に、かえって大学の過失が認められやすくなるかもしれない。

ただし、大学がはじめからコンテンツの違法性を知っていたり、被害者あるいは第三者からの通報等により後から知るに至った場合で、真に違法コンテンツであるかどうかを調査するのに必要な合理的期間（違法性が一見明白なものも、調査に時間を要するものもあろう）を経過してもなお掲載し続けている場合には、大学が責任を負うことがあるであろう。言い換えれば、コンテンツに対する適切な管理が現実的に可能かつ容易であったのに、あえて管理をしないで放置しておいたことにつき、「放置責任」を問われる場合があるということである。

この点、民間プロバイダの場合はプロバイダの

責任を限定するために、この放置責任はできるだけ絞るように解釈すべきであるとされる傾向があるが、大学の場合は、逆に、ネットワークの設置目的が教育・研究に限定されていることから、その目的から逸脱した使用が行われないようにする義務ないし権限があるとも考えられる。そうだとすると、放置責任は民間プロバイダよりも認められやすいことになるかもしれない。また、教育目的による設置ということについては、学生が逸脱した利用をしないように事前に配慮する義務があるということもできる。事前に十分な情報倫理教育を行わないなかで学生が違法行為を行った場合には、大学の過失が認められやすいと考えられよう。

これは特定の授業とは無関係に一般的にネットワークを利用することを許可する場合にもいえることであるが、とりわけ情報処理関係のような特定の授業のためにネットワークを使用する場合には明らかに妥当するといえよう。この場合には、担当教官は事前に受講学生に対して他人の権利を害しないように指導する機会が十分にあると考えられるし、成績評価の一環として教官が学生の作成したコンテンツを閲覧するはずであり、その際に違法と思われるコンテンツについてはウェブに掲載しないよう個別に指導することができるからである。このことから、担当教官にコントロールの機会および権限があるにもかかわらず学生の作品により第三者が損害を被った場合には、当該教官は損害賠償責任を負うと考えられる（実際には国が代位責任を負う）。ただし、逆に言えば、事前の注意及び事後のチェックを十分に行っていれば、特段の事情のない限り、免責されると考えられよう。

なお、放置責任を免れるために、通報の対象となったコンテンツを安易に削除することは、先に触れた表現の事後規制の問題となり、学生の表現の自由を不当に侵すおそれがあることに注意すべきである。

加害者たる学生の氏名等の公表

通信の秘密の保障が及ぶのは通信内容であり、

通信主体のアイデンティティ情報が秘密であるといいうるのは、それ自体も通信内容とは独立に秘密性を持つからというより、それによって通信内容を推測させることがありうるからであるという見解が有力である。これによれば、通信内容の秘密をより完全に保障するために、内容を推測させる氏名のような周辺情報をも秘密の範囲に取り込んで保障してきたと解される。そうすると、ホームページのように通信内容自体に秘密性がないときにまで氏名のような周辺の情報のみを保護する必要はないことになろう。加害者である学生の身元が分からなければ被害者が加害者を訴えることもできないのであるから、学生の氏名を明らかにすることは、被害者の裁判を受ける権利を保障する所以でもある。実際問題としては、予防的意味も含め、ホームページに実名を掲示することを義務づけるべきであろう。

電子メールによる違反行為

電子メールによる他人の権利侵害としては、ソフトウェアの違法コピーを添付して第三者に送るとか、名誉侵害メールや嫌がらせメールを送る、などが一例としてあげられる。しかし、国立大学のネットワーク管理者が、公然性を持つホームページとは異なり、信書性が高いメールの内容を事後的にであれチェックすることは、憲法21条が保障する学生の通信の秘密を直接に侵すことになるから、コントロールはできないというべきであり、従って管理可能性がなく、大学が法的責任を負うことはないといえよう。

これと関連する問題として、大学によっては過去何ヶ月分かのメールのログを本文を含めて保管しており、違反行為を行った学生の処分などにあたってそれを閲覧することがないではないといわれるが、国立大学がこれを行うことは、上に述べたのと同じ理由で憲法違反となるおそれが強いのではないと思われる。さらにいえば、ネットワーク管理上必要のないメール本文のコピーをあえて保管すること自体が問題だといえるのではないだろうか。

予防的対応

そもそもこのような事態の発生を予防するためにも、学生に対するいわゆる情報倫理の徹底が不可欠である。手段を尽くして、法的責任を含む情報倫理を徹底させるための広報、教育活動を行うべきであろう。このことが十分に行われたかどうか³、賠償請求訴訟の中での大学の過失責任の判断をも左右しうことは既に述べたとおりである。

事後的対応

本稿の主題とは直結しないが、関連ある問題として、違反行為を行った学生への対処に関わる論点にも簡単に触れておくことにしたい。違反行為に対しては、大型計算機センターなどが行うネットワーク管理者としての対処と、大学（学生が所属する部局）が行う処分としての対処がある。前者には、当該コンテンツやホームページの削除、ネットワークへのアクセスの禁止、当該学生の利用資格の取消し等が含まれ、また部局による処分としては、交通事故や破廉恥行為などの通常の違法不当行為のケースと同様の懲戒処分があり得る。

部局による処分については、学部（研究科）の独自性の問題はあるにせよ、極力、衡平性・一貫性を欠くことがないように配慮すべきであろう。もちろん、これはネットワークの不正使用に限った問題ではない。

ネットワーク管理者による措置は緊急性の高いものが多いであろうが、その措置によってネットワークを利用する学生に重大な影響ないし不利益がもたらされることもありえないではない（ネットワーク利用が不可欠な科目を履修している場合など）。したがって、当該緊急措置をする手続を整備するとともに、部局による処分との整合性を保つために、大型計算機センターのようなネットワーク管理者から学生が所属する部局の教授会へ通知する方法、緊急措置の解除方法なども検討しておく必要があるだろう。

おわりに

本稿では、筆者の能力および紙幅の関係から大

学の法的責任に論点を絞らざるを得なかったが、大学におけるネットワーク利用に関しては、「なりすまし」によるプライバシー侵害をはじめ、このほかにも考慮すべき問題は少なくない。また、筆者はネットワークのアーキテクチャについては全くの素人であり、思わぬ誤解も少なくないのではないかと恐れる。大方のご叱正をいただければ幸いである。

（本稿の作成にあたって、法学部の角田篤泰講師と齊藤正彰助手の助言を得たことを付記する。）

なお、本誌の性格から本文中で個々に典拠を明示することをしなかったが、本稿作成に際しては主に以下の文献を参照した（邦語文献に限る）。

高橋和之・松井茂記編『インターネットと法』（有斐閣・1999）

インターネット弁護士協議会編『インターネット法学会内』（日本評論社・1998）

岡村久道・近藤剛史『インターネットの法律実務』（新日本法規・1997）

栗田隆「Webページによる権利侵害と通信設備設置者の責任」大阪大学大型計算機センターニュース26巻3号（1996）

（社）私立大学情報教育協会「ネットワークの運用体制に関するガイドライン」（1998）

〈<http://juce.shijokyo.or.jp/LINK/rinri.pdf>〉

お知らせ

北大創基125周年記念事業

札幌農学校関連資料のデータベース化開始

このたび、附属図書館では北海道大学創基125周年記念事業「学内の歴史的資料の整備」の一環として、全学のご理解のもとに「図書館資料の特別展示公開」を実施する運びとなりました。

この事業の意義、ここに至る経緯については、館報前号巻頭において原館長が詳しくご報告しているところです。

この「展示公開」計画の1つに札幌農学校文庫、内村鑑造文庫、新渡戸稲造文庫などの資料を全国総合目録データベース、および北大蔵書データベースに入力し、全国に公開し利用に供するという課題があります。

情報システム課では10月より4名編成の入力班を発足させて平成13年3月迄の入力達成(合計20,000冊)に向けて作業を開始しました。文庫を構成する資料は、出版年も古く多くの著名な貴重書を含むもので、書誌データ作成にあたっては慎重かつ丁寧な取り扱いが要求されます。十分な研修・実習を行い入力を進めていくことになります。

以下に、入力対象の文庫をご紹介します。

1. 札幌農学校文庫(札幌農学校旧蔵書)
2. 内村鑑三文庫(キリスト教)
3. 新渡戸稲造文庫(農学・経済学)
4. 南鷹次郎文庫(農学)
5. 高岡直吉文庫(植民地・アジア事情)
6. 逢坂信吾文庫(キリスト教)
7. 知里真志保文庫(アイヌ語、民族学)

(注: 佐藤昌介文庫、宮部金吾文庫は入力済みです)



企画展示会のお知らせ

10月1日から附属図書館玄関ロビーの常設展示が新しくなりました。今回の展示は「写真で見る北海道大学の沿革 その2」と題して、念願の大学昇格を実現した東北帝国大学農科大学時代（明治40年～大正7年）から北海道帝国大学時代（大正7年～昭和22年）までを紹介します。

この時期は、北大が農、医、工、理学部の4学部をもつ自然科学系の総合大学として形をととのえ、多くのすぐれた研究業績を輩出し、また、学生生活においても文武会を中心に文化、スポーツ各部の活躍がめざましかった時代です。しかしその一方では、昭和初期に始まる思想の取り締まりはその後の戦時体制の強化とともに一層きびしくなり、学生の自主活動は次第に停滞していった時代でもありました。このような当時の姿を写真パネル32枚と解説により紹介しています。

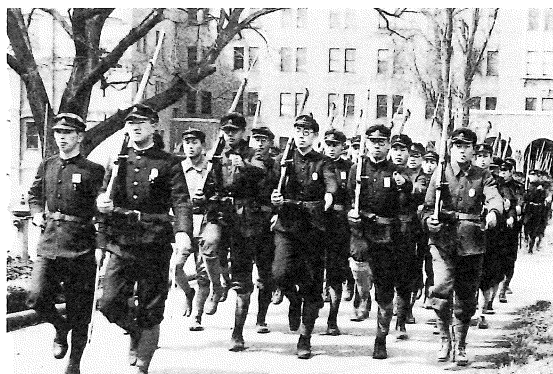
なお、これまで実施した企画展示及び今後の予定は下表のとおりです。

（企画 北方資料室）

展示写真の一部



クラーク博士像除幕式（大正15年）



北大専門部の学徒出陣（昭和20年）

これまで実施した企画展示及び今後の予定

テ　　マ		期　　間
北の幕開け　—　蝦夷地から北海道へ		平成 9年 2月～平成 9年 8月
大地に挑む　—　開拓使時代から三県一局時代まで		平成 9年 9月～平成10年 6月
拓北の軌跡　—　北海道庁開設から第Ⅰ期拓殖計画		平成10年 7月～平成11年 3月
写真で見る北海道大学の沿革1　開拓使仮学校 札幌学校 札幌農学校		平成11年 4月～平成11年 9月
写真で見る北海道大学の沿革2　東北帝国大学農科大学 北海道帝国大学		平成11年10月～平成12年 3月
写真で見る北海道大学の沿革3　北海道大学（予定）		平成12年 4月～平成12年 9月

歯学部図書室が時間外開室を実施

歯学部図書室は、利用者からの時間外開室の要望に応じて、次のとおり時間外開室を実施しました。

1. 開始月日：平成11年9月1日(水) から
2. 延長時間：月曜日から金曜日までの 午後5時から午後8時まで
3. 利用対象：本学の全構成員
4. 利用範囲：閲覧、貸出・返却、複写、本学の蔵書検索、CD-ROM データベース検索など

なお、貸出の際には、コンピュータ処理のため「図書館利用証」または「学生証」が必要です。
臨時休室等のお知らせは、事前に歯学部図書室のホームページに掲載します。

- ・ホームページのアドレス：<http://www.lib.hokudai.ac.jp/faculties/den/index.html>
- ・利用問合せ電話：内線4210

教官著作寄贈図書

1999.7.1 - 1999.10.31

[本 館]

(名誉教授)

大野 鑑子	歌集 えぞやまざくら	北大印刷	1999
(法学部)			
奥田安弘・岡 克彦	在日のための韓国国籍法入門	明石書店	1999
吉田 克己	現代市民社会と民法学	日本評論社	1999
(工学部)			
大場 良次他(編著)	21世紀の北海道をひらく	北大図書刊行会	1999
(理学部)			
魚崎 浩平(共訳)	固体化学1, 2	丸 善	1999
(農学部)			
大田原高昭・三島 徳三・出村 克彦(編)	農業経済学への招待	日本経済評論社	1999

[北分館]

(名誉教授)

大野 鑑子	歌集 えぞやまざくら	北大印刷	1999
-------	------------	------	------

ご惠贈誠にありがとうございました。今後とも図書館資料の充実のため、教官の皆様のご協力をお願いいたします。

オンラインCD-ROMデータベース（平成10年度実績）

MED=MEDLINE, BA=BAonCD, CC=Current Contents, CA=CAonCD, PSY=PsycLIT

医中誌=医学中央雑誌, MLA=MLA International Bibliography, BRD=Book Review Digest

ユーザー数

利用者部局	DB名及び導入年	MED	BA	CC	CA	PSY	医中誌	MLA	BRD	合 計
	1991	1992	1993	1996	1997	1997	1998	1998	1998	
附属図書館	3	3	3	3	3	3	2	2	2	22
文学部	5	4	8	1	17	1	15	17	68	
法学部	0	0	0	0	1	0	0	0	1	
教育学部	7	2	5	0	6	2	0	0	22	
理学部	19	9	27	9	0	1	0	1	66	
医学部	57	6	29	3	1	26	0	0	122	
医学部附属病院	13	1	2	0	0	9	0	0	25	
歯学部	19	4	10	1	0	11	0	0	45	
歯学部附属病院	3	0	0	1	0	3	0	0	7	
薬学部	12	2	11	3	0	0	0	0	28	
工学部	6	4	20	14	1	1	0	0	46	
農学部	14	21	22	4	1	0	0	0	62	
農学部附属牧場	1	1	1	0	0	0	0	0	3	
農学部附属農場	0	1	1	0	0	0	0	0	2	
農学部附属演習林	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
獣医学部	19	6	18	1	0	1	0	0	45	
水産学部	8	16	12	5	0	0	0	0	41	
言語文化部	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
地球環境科学研究科	8	15	13	5	0	0	0	0	41	
低温科学研究所	3	5	7	2	0	0	0	0	17	
電子科学研究所	7	2	6	4	1	2	0	0	22	
免疫科学研究所	8	1	7	0	0	2	0	0	18	
触媒化学研究センター	0	0	6	5	0	0	0	0	11	
スラブ研究センター	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
アイソトープ総合センター	2	2	1	0	1	0	0	0	6	
実験生物センター	1	1	1	0	1	0	0	0	4	
エネルギー先端工学研究センター	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
先端科学技術共同研究センター	1	0	1	0	0	0	0	0	2	
高等教育機能開発総合センター	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
保健管理センター	2	0	0	0	0	2	0	0	4	
医療技術短期大学部	13	1	4	1	0	14	0	0	33	
合 計	231	108	216	63	33	78	20	21	770	

利用回数

年	月	MED	BA	CC	CA	PSY	医中誌	MLA	BRD	合 計
1998	4	5373	1976	3583	1084	117	2250	—	—	14383
1998	5	5498	2516	3851	855	507	2487	420	470	16604
1998	6	5606	1393	3691	1054	164	2375	16	17	14316
1998	7	4604	1171	3192	839	118	1852	16	20	11812
1998	8	4087	943	2896	575	97	2103	21	26	10748
1998	9	3968	1298	2590	671	149	1594	27	36	10333
1998	10	4367	1713	3337	949	124	2271	27	22	12810
1998	11	5478	1669	3941	767	186	2404	23	17	14485
1998	12	4740	1779	4158	602	154	1833	32	23	13321
1999	1	5449	1734	3954	555	163	2035	6	17	13913
1999	2	4670	1554	3573	613	163	2216	33	53	12875
1999	3	3845	1439	3118	563	154	1961	17	37	11134
合 計		57685	19185	41884	9127	2096	25381	638	738	156734

注) MLA International BibliographyおよびBook Review Digestは、1998年5月11日に新規導入。

会議 (11.7.1 ~ 11.10.31)

【学 内】

◎北分館委員会

○第127回〈7月16日(金)〉

議 題

- 1 平成10年度北分館図書決算及び平成11年度予算(案)について
- 2 図書不用決定について
- 3 附属図書館利用規程について

報告事項

- 1 平成11年度北分館の概要について
- 2 図書館委員会(6月30日開催)について
- 3 平成11年度「ビデオで学ぼう理科科目」について
- 4 北分館の改修に伴う休館及び関連工事について
- 5 学生用教官選定図書(平成11年度後期授業)の依頼について
- 6 オリエンテーションについて

○第128回〈10月13日(水)〉

議 題

- 1 附属図書館北分館4階改修計画について
- 2 工事期間中の休館について

報告事項

- 1 北分館防火・避難訓練について
- 2 図書館委員会(6月30日開催)について
- 3 平成11年度「ビデオで学ぼう理科科目」について
- 4 北分館の改修に伴う休館及び関連工事について
- 5 学生用教官選定図書(平成11年度後期授業)の依頼について

◎図書館資料の特別展示公開検討小委員会

○第3回〈9月9日(木)〉

◎図書事務改善検討小委員会

○第1回〈7月13日(火)〉

【学 外】

◎第32回国立七大学附属図書館部課長会議〈10月13日(水)〉(大阪大学)

◎第73回国立七大学附属図書館協議会〈10月14日(木)〉(大阪大学)

◎北海道地区大学図書館協議会

○第3回幹事館会議〈8月25日(木)〉(北海道大学)

○総会〈8月26日(木)〉(帯広畜産大学)

○第42回図書館職員研究集会企画委員会(北海道大学)

7月13日(火)、10月12日(火)

人事往来

【平成11年10月1日付け異動】

〔転入・配置換〕

小 川 聡 文学部図書掛長（旭川医科大学教務部図書課情報管理係長）
結 城 憲 司 附属図書館情報管理課北分館情報管理掛（文学部図書掛）
東 理 直 子 文学部図書掛（附属図書館情報システム課目録情報掛）

〔転 出〕

三 橋 修 旭川医科大学教務部図書課情報管理係長（附属図書館情報管理課北分館情報管理掛）

【平成11年9月30日付け異動】

〔辞 職〕

関 根 正 宏 文学部図書掛長

北海道大学附属図書館報「楡蔭」(ゆいん) 通号 105 号

ホームページ: <http://www.lib.hokudai.ac.jp>

発行人 附属図書館事務部長 尾崎 一雄

編集事務 和田章憲・首藤佳子・畠山輝敏・杉田茂樹・伊藤ますみ
小川聡・細井真弓美(旧姓:中野)・佐々木圭

発行所 北海道大学附属図書館 〒060-0808 札幌市北区北8条西5丁目
TEL 011-706-2967, FAX 011-747-2855

印刷所 (株)アイワード